

肥料コスト低減体系緊急転換事業

令和4年8月3日

農林水産省 農産局 技術普及課

1 肥料コスト低減体系緊急転換事業

<対策のポイント>

化学肥料の原料に係る国際市況の影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めるため、慣行の施肥体系から、**肥料コスト低減体系への転換**を進める取組を支援します。

<事業目標>

次期作以降の肥料コスト又は施肥量低減計画の策定 [令和4年度まで]

<事業の内容>

1. 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催

肥料コスト低減体系への転換を各地域で検討する場づくりを支援します。

2. 肥料コスト低減体系への転換

肥料コスト低減体系への転換を進める取組（「**土壌診断**」や「**肥料コスト低減に資する技術**」）を各地域で支援します。

【①土壌診断】

土壌診断及び診断結果に基づく施肥設計の見直しに必要な取組を支援します。

【②肥料コスト低減に資する技術】

新たに実施する「**肥料コスト又は施肥量を低減する技術**」を活用した取組の実証を支援します。

※①のみ又は②のみの取組でも対象（令和3年度補正予算事業の運用改善）

3. 肥料コスト低減効果の情報発信

肥料コスト低減体系の効果の情報発信を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

慣行の施肥体系 → 地域に適した肥料コスト低減体系の計画を策定

①土壌診断

【支援対象取組】

- * 土壌診断
- * 診断結果に基づく処方箋の作成（施肥設計）
- * 適正施肥の指導



②肥料コスト低減に資する技術

【支援対象取組】

- * 新たに実施する肥料コスト低減に資する技術

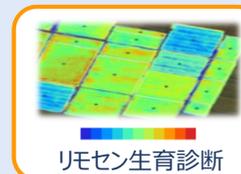
（取り組む技術に応じて、公募審査時にポイントを加算）

◆ プレミアムポイント加算技術

◆ ポイント加算技術



堆肥施用



リモセン生育診断



ドローン追肥



局所施肥技術



可変施肥技術

等

※①のみ又は②のみの取組でも対象

肥料コスト低減体系に転換！

肥料コスト低減体系の
効果の情報発信

[お問い合わせ先] 農産局技術普及課 (03-6744-2435)

2 肥料コスト低減体系緊急転換事業の概要

- 化学肥料の原料に係る国際市況の影響を受けにくい生産体制づくりを早急に進めるため、「慣行の施肥体系」から「肥料コスト低減体系」への転換を進める取組（「土壌診断」や「肥料コスト低減に資する技術」）を支援。【交付額：上限なし】

◆ 事業内容

1 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催【任意】【補助率：定額】

検討会に係る経費（旅費、謝金、会場借料、印刷製本費等）を支援。

2 肥料コスト低減体系への転換実証【必須】【補助率：①は定額、②は1/2以内】

肥料コスト低減体系への転換実証（「① 土壌診断」、「② 肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替」の取組）に係る経費を支援。

【取組面積：上限・下限なし】

3 肥料コスト低減効果の情報発信【必須】【補助率：定額】

肥料コスト低減体系の効果（実証結果）の情報発信に係る経費（セミナー開催に係る会場借料、旅費、謝金、印刷製本費等）を支援。

都道府県等のホームページで実証結果を紹介することも可
（農業者単位ではなく、農業者の組織する団体等の導入技術ごとに、A4用紙1枚程度の内容の紹介でも可）

【都道府県協議会向け】

○ 肥料コスト低減体系緊急転換推進事業【必須】【補助率：定額】

都道府県協議会による事業の推進に係る経費（諸手続に要する人件費等）を支援。



前作とまったく同じ条件で、同じ技術を導入することはできないことに注意！

- ただし、
これなら
OK!
- ・ 作物を変更（品種、用途を含む）した場合（例：ネギ⇒レタス、主食用米⇒飼料用米）
 - ・ 堆肥や緑肥の種類を変更した場合（例：食品残さ堆肥⇒牛ふん堆肥、ソルガム⇒エンバク）等
- 【注意：取組面積の増加や、技術を導入するほ場の変更は対象外】

◆ 転換実証の内容

① 土壌診断【定額】

- ・ 土壌診断（簡易土壌診断、リモセンによる土壌診断、養液栽培の培養液分析、委託を含む）、土づくり専門家等の施肥設計コンサルへの相談料等に係る経費を支援。
- ・ 前作に実施していた場合でも対象。



② 肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替【1/2以内】

- ・ 新たに実施する「肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替」に係る技術導入経費を支援。

例：局所施肥・可変施肥に係る農機レンタル費
リモセン撮影・解析費、堆肥の成分分析費
100kg以上/10a施用する肥料又は土壌改良資材の運搬費
肥料又は土壌改良資材の散布代行費
国内地域資源活用肥料とその他の肥料を配合する場合の配合作業代行費
緑肥種子の散布代行費、緑肥の栽培管理・すき込み代行費

- ・ 肥料費（緑肥種子代を含む）、50万円以上の農業用機械施設の導入経費は対象外。

- ・ 肥料を切り替える際の切替割合や国内地域資源活用肥料の国内原料割合に条件なし。



3 肥料コスト低減体系緊急転換事業の取組イメージ

- ◆ 肥料コスト低減体系への転換実証の取組イメージ
（「① 土壤診断（満額支援）」と「② 肥料コスト低減技術 or 施肥量低減技術 or 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替（半額支援）」を組み合わせた場合）

【取組例 1】

- ① 農業者がリモートセンシングの土壤診断を業者に委託
- ② 診断結果に基づいて、新たに可変施肥機をレンタルし、肥料を自ら散布



【支援内容】

- ① 土壤診断費（満額支援）
 - ② 可変施肥機のレンタル費・燃料費（半額支援）
- ※ 肥料費は支援の対象外。前作でレンタルしていた場合でも、作物や可変施肥機の種類が違う場合には支援の対象。



【取組例 2】

- ① 農業者が土壤診断を業者に委託し、土づくり専門家に施肥設計を相談
- ② 肥料を発酵鶏ふんに切り替えて、成分分析と散布を業者に委託



【支援内容】

- ① 土壤診断費（満額支援）、施肥設計に係る相談料（満額支援）
 - ② 発酵鶏ふんの成分分析費・運搬費・散布代行費（半額支援）
- ※ 発酵鶏ふん費は支援の対象外。前作で発酵鶏ふんを施用していた場合でも、作物が違う場合には支援の対象。

【取組例 3】

- ① 農業者が自ら簡易土壤診断を実施
- ② 肥料の一部を国内地域資源を使用した肥料に切り替えて、尿素との配合と散布を業者に委託



【支援内容】

- ① 簡易土壤診断に必要な試薬やキット等の経費（満額支援）
 - ② 配合代行費、散布代行費（半額支援）
- ※ 肥料費は支援の対象外。100kg以上/10a 施用する場合には、運搬費も半額支援。

【取組例 4】

- ① （次期作のために）農業者が自ら簡易土壤診断を補助者とともに実施
- ② 新たにリモセン生育診断とドローン追肥を業者に委託



【支援内容】

- ① 簡易土壤診断に必要な試薬やキット等の経費（満額支援）、補助者の賃金（満額支援）
 - ② リモセン撮影・解析費（半額支援）、ドローン施肥代行費（半額支援）
- ※ 肥料費は支援の対象外。

【取組例 5】

- ① 農業者が50万円未満の土壤診断装置を購入して土壤診断を実施
- ② 新たに緑肥の栽培を委託



【支援内容】

- ① 土壤診断装置の購入費、土壤診断に必要な消耗品費（満額支援）
 - ② 緑肥種子の散布代行費・栽培管理費・すき込み代行費（半額支援）
- ※ 50万円以上の土壤診断装置や緑肥種子代は支援の対象外。前作で緑肥を使用していた場合でも、作物や緑肥の種類が違う場合には支援の対象。

【取組例 6】

- ① 農業者が養液栽培の培養液分析を業者に委託
- ② 施肥管理が可能な営農管理システムを新たに導入

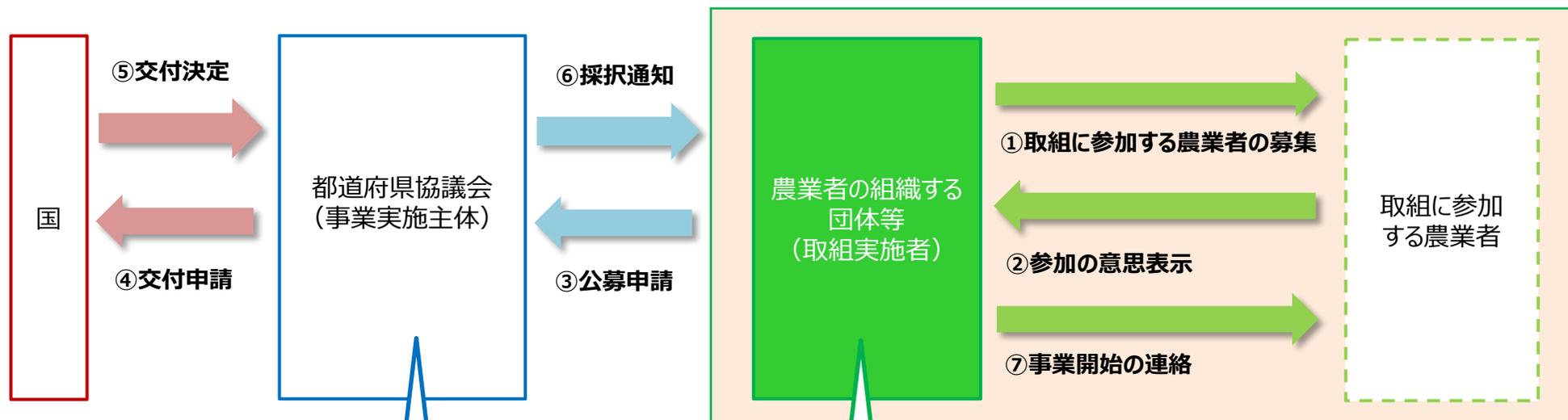


【支援内容】

- ① 培養液分析費（満額支援）
 - ② 営農管理システム導入費（半額支援）
- ※ 施肥管理に寄与しない営農管理システムは支援の対象外。肥料費も支援の対象外。

4 肥料コスト低減体系緊急転換事業の流れ

- この事業で肥料コスト低減への転換に取り組むのは、農業者の組織する団体等（取組実施者）になります。
- 取組実施者は、取組への参加を希望する農業者の要望を取りまとめて、事業実施主体である都道府県協議会に取組計画書を申請します。
※ 法人経営の場合、法人が自ら取組実施者となることが可能です。
- 都道府県協議会は、取組実施者から提出された取組計画書を審査し、国から配分された予算の範囲内で採択者を選定します。その際、申請額が配分額を超えた場合に、ポイント獲得上位者から採択するか、あるいは、補助率を下げて全員を採択するかは、都道府県協議会の裁量で決めることができます。



- 取組実施者が行う「肥料コスト低減体系への転換」に係る取組を支援。
〔 具体的には「申請書の受付・審査」、「実施確認（必要に応じて現地確認）」、「補助金の交付」等 〕
- 都道府県協議会の構成員は都道府県を必須とし、その他の関係者は必要に応じて参画。

- 「肥料コスト低減体系への転換」に係る取組を実施。
〔 検討会の開催、情報発信：取組実施者が実施
転換実証：取組に参加する農業者が実施 〕
- 取組実施者は、上記の他に、関係書類の作成、取組に参加する農業者への各種連絡・支払等を実施。
- 農協の生産部会、肥料販売事業者、農機販売事業者が、取組への参加を希望する農業者の要望を取りまとめて申請することを想定。
(参加農業者の人数に上限なし)